

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）平池地区	三豊市建設経済部高瀬事業課
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西股地区	”